



# Nabeshima Labor Management



## 労働者の介護支援に取り組んだ企業に対して60万円の助成金が支給されます

【介護支援取組助成金】という助成金が今年度新設されました。

厚生労働省で作成している『介護離職を予防するための両立支援対応モデル』に基づき、  
厚生労働省が用意した資料を利用して、次の1～3の3つの事項全ての取組を行っていることが条件となっています。

### 1. 社内アンケートを実施し報告すること～従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握～

厚生労働省が用意した調査票に基づいて社内アンケートを実施し、指定された「アンケート調査結果報告書」に取りまとめが必要です。

※アンケートは、原則として、雇用保険被保険者全員（100人以上の事業主は少くとも100人以上）を調査の対象とし回収率3割以上または回収数が100以上であることが必要です。

#### アンケートの主な内容～Q1～Q22まであります～

- Q1 あなたは介護をした経験がありますか。
- Q8 介護をしながら、現在の勤務先で仕事をつづけることができると思いますか。
- Q9 介護のことについて、職場の上司や同僚に話したり、相談したりすることができる雰囲気が、職場にありますか。
- Q16 あなたの職場の残業の程度は平均的にみて次のどれにあたりますか。

\*アンケートはホームページからダウンロードすることができます\*

### 2. 社内研修を実施し、リーフレットを配布すること～介護に直面する前の従業員への支援～

#### ①人事労務担当者等による研修を実施すること

はじめに チェック！仕事と介護の両立に向けて

#### 研修資料の主な内容

##### I. 事前心構えの重要性

- 1. 介護はなぜ誰もが直面する課題なのか 2. 大事な「事前心構え」
- II. ひとりで抱え込まない～仕事と介護の両立のための5つのポイント～
  - 1. 職場に介護を行っていることを伝え、仕事と介護の両立支援制度を利用する。
  - 2. 介護サービスを利用し、自分で「介護をしそうない」。
  - 3. 地域包括センターやケアマネジャーなど専門家に何でも相談する。
  - 4. 日頃から「家族と良好な関係を築く」。
  - 5. 介護を深刻に捉えすぎずに、「自分のための時間を確保」する。

##### III. 働き方の見直しも重要

まとめ 介護で離職しないために チェック！このセミナーのゴール

#### ②リーフレットを配布し周知すること（リーフレットは4ページあります）

※①と②のいずれも厚生労働省が用意した資料に基づいて実施することが必要です。

\*研修資料及びリーフレットはホームページからダウンロードすることができます\*

### 3. 相談窓口の設置及び周知～介護に直面した従業員への支援～

すべての事業所の労働者が相談できる体制となっている相談窓口を設置し、労働者に周知すること

周知については、厚生労働省が用意したリーフレットを配布して実施することが必要です。

#### リーフレットに相談窓口を載せて周知します！

仕事と介護の両立について相談する窓口  
職場の上司へ  
社内の窓口  
028-635-9752 人事部 ●●●まで

\*リーフレットはホームページからダウンロードすることができます\*

## 助成金を利用して介護支援に取り組んでいきましょう

この助成金は、1企業1回のみですが、実際に介護休業をする従業員がいなくても1~3の取組をすれば申請できるということと、厚生労働省が指定する資料を使うため、外部にお願いする経費や手間もかからずに申請できるという点がポイントです。

助成金の詳細については、

厚生労働省HP>両立支援等助成金>トピックス>両立支援等助成金支給要領でご確認下さい。

《筆者：山本》

### お知らせ

#### 衛生管理者受験講座を開催します！

11月5日（土）に行われる宇都宮大学での衛生管理者の国家試験に向けて、受験講座を準備しております。

日程は9月14日（水）・10月19日（水）の2日間で、定員は10人です。ご希望の方はご連絡下さい。

#### 算定基礎届を行います

4, 5, 6月に支払われた給与額で、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを行います。ご協力をお願いいたします。

### 自然との共生

#### 前日光細尾峠～薬師岳～夕日岳～地蔵岳

私の大好きな尾根歩き、5月の連休に歩きました。先日の5月28日（土）『夕日岳』でクマが出没し、中年の女性がかみつかれ救助されたとの新聞記事。以前にも、薬師岳付近だったので、このコースでは、鈴をジャラジャラ鳴らして歩いています。



赤ヤシオがとてもきれいなところです。

この日の歩数は26,000歩です。

### わたしのひとこと

厚生労働省が平成28年4月1日付で新設した『かとく』の機能が全国に展開され始めています。これは各県単位の労働局監督課に設けられた『過重労働撲滅特別対策班』のことです。長時間労働に関する監督指導等を専門に監督するために『特別監督管理官』を各県の労働局に設置し、専門の人を配置して労働基準法第32条違反などの事業所に対して指導・検査の強化を図るのが目的です。すでに、平成27年度においては、東京労働局及び大阪労働局において、違法事業所を検察庁に書類送検しています。

※問題業種に係る重点監督を柱に、月80時間超の時間外のある事業所等に対する監督、把握分析・実施・調整・指導、夜間臨検の実施等を専門に担当指導するのが主な業務となっています。

尚、地検への送検事案は、ほとんどが脳、心疾患による死亡事故で、長時間労働の実態によるものです。この問題の解決及び改善方法を早急に探すことが必要不可欠となってきています。

鍋島勝子

## 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

